

4 景観重要建造物及び景観重要樹木

市内には、国史跡武蔵国府跡や国史跡武蔵府中熊野神社古墳を始めとする遺跡や寺社等の建造物、古木・大木等の歴史的、文化的に貴重な資源が点在しており、地域の記憶を次世代に引き継ぐ貴重な景観地域資源となっています。

地域の個性豊かで魅力的な景観形成を進めていくには、こうした市内に点在する景観地域資源を保全・活用しつつ、建築物や工作物等との調和を図ることで地域の景観の質を高め、周辺の良好な景観形成への取組を誘導していくことが必要です。

(1) 景観重要建造物

ア 景観地域資源の保全に関する基本的な考え方

景観上重要な建造物や樹木の保全手法として、文化財の指定や登録制度、文化財の管理・修理の補助等の制度を活用するとともに、景観重要建造物、景観重要樹木、東京都選定歴史的建造物等の指定・選定制度を活用し、景観地域資源の適切な維持管理を啓発し、資源の価値向上に努めます。

イ 景観重要建造物の指定の方針（景観法第8条第2項第3号）

景観重要建造物は、地域の景観上重要な建造物（建築物及び工作物）について、市長が指定し、地域の個性ある景観づくりの核として、その維持、保全及び継承を図るものです。

景観重要建造物として指定された建造物に対し、所有者等の適正な管理義務、現状変更に関する市長の許可、市と所有者との管理協定等の措置や、景観重要建造物の外観に係る建築基準法の特例措置が講じられることとされています。

景観重要建造物の指定については、景観法施行規則第6条の規定を踏まえ、次の項目に該当する建造物のうち、地域の個性豊かで魅力的な形成に重要な役割を持ち、道路等の公共の場所から望見されるものを景観重要建造物として指定し、積極的にその価値の保存・活用に努めます。

■景観重要建造物の指定の方針

- ア 優れたデザインを持ち、地域のランドマークになっている建造物
- イ 地域の歴史や文化を感じさせる、又は創出していくことが期待される建造物
- ウ 故事、伝承にまつわる建造物で、古くから地域住民に親しまれている建造物
- エ 地域の良好な景観形成の規範となる建造物

(参考) 東京都選定歴史的建造物選定基準

■「都選定歴史的建造物」選定基準（平成10年度東京都景観審議会答申より）

- 1 歴史的建造物の範囲
歴史的建造物とは、東京都内に現存する、歴史的な価値を有する建造物であり、原則として、建設後50年を経過しているものとする。
- 2 選定基準（景観上の重要性）
都選定歴史的建造物は、東京の景観づくりにおいて重要なもので、次の選定基準に該当するものとする。
 - ① 地域の歴史的景観を特徴付けていること。
 - ② 地域のランドマークとしての役割を果たしていること。
 - ③ 都民となじみが深く、地域のイメージの核となっていること。
- 3 保存状態
都選定歴史的建造物は、外観・敷地の状況が建設当時の状態で保存されているものとする。
- 4 外観の確認
都選定歴史的建造物は、その外観が容易に確認できる状態にあるものとする。

■「都選定歴史的建造物（土木構造物）」の選定基準（平成28年度東京都景観審議会審議承認事項より）

- 1 歴史的な価値
東京都内に現存する、歴史的な価値を有する建造物（土木構造物）であり、原則として、建設後50年を経過しているものとする。
(歴史的な価値の考え方)
 - ・一連のネットワーク又は一体的なシステムにおいて、社会基盤整備事業の歴史的価値を評価する上で欠かせない構造物
 - ・単体として歴史的価値がある構造物
- 2 景観上の重要性
東京の景観づくりにおいて重要なもので、次の選定基準に該当するもの。
 - ① 地域の歴史的景観を特徴付けていること。
 - ② 地域のランドマークとしての役割を果たしていること。
 - ③ 都民となじみが深く、地域のイメージの核となっていること。
 - ④ 都区市町村の景観計画などに位置付けられていること。
- 3 保存状態
できるだけ建設当時の状態で保存されているものとする。ただし、適切な使用のため行われた改造については許容する。
- 4 視認性
通常、望見できる状態にあるものとする。

(2) 景観重要樹木

ア 景観重要樹木の保全の考え方

景観重要樹木の指定を受けた樹木を保全するとともに、景観重要建造物等の景観資源と一体となった景観形成等、その周囲の景観形成にも積極的に取り組みます。

- ・ 樹木を適正に管理し、地域のランドマークとしての価値を高めます。本市では、指定樹木奨励金交付事業により、幹回り又は樹高において規定の要件を満たし、樹容が優れた美観を有する樹木の適正な維持管理を奨励する制度を設けています。また、景観重要建造物と一体となった景観重要樹木の適正管理への助成等の支援制度を検討します。
- ・ 樹木の隣接地や視認できる場所で土地利用等を行う際には、樹木との調和に十分配慮します。特に、建築物の建築等を行う場合は、素材や色彩、また、広告物の掲出方法について、十分な調和を図ります。
- ・ 樹木周辺から望見される場所で土地利用等を行う際には、樹木が醸し出す地域イメージを損なうことがないように配慮します。
- ・ 樹木の視認性を高めるため、周辺の公共施設や工作物、広告物等の設置には、十分に配慮します。

イ 景観重要樹木の指定の方針（景観法第8条第2項第3号）

本市では、「ふるさと府中の永い歴史と文化の中を生き続け、地域の人々に深い係わりを通して親しまれ、育まれてきた府中の名木と呼ぶにふさわしい樹木」を選定し、これらを市民に広く紹介するとともに、併せて緑の保全と緑化推進の啓発に資することを目的として、平成元年8月に府中の名木百選が選定されています。

こうした市民に親しまれてきた名木を含め、次に示す項目に該当する樹木のうち、地域の良好な都市景観の形成に重要な役割を持ち、道路等公共の場所から望見されるものを景観重要樹木として指定し、積極的にその保存・活用に努めます。

■景観重要樹木の指定の方針

- | | |
|---|---|
| ア | その樹容（規模、樹形等）から地域のランドマークとなっているもの |
| イ | 地域の歴史や文化を感じさせるもの |
| ウ | 故事、伝承にまつわる樹木等で、古くから地域住民に親しまれているもの |
| エ | まちかどなど、アイストップとなる景観形成上の重要な位置にあり、地域の良好な景観形成を進める上で保全が求められるもの |